

個人所得税 | 所得がない場合の月次・四半期申告

2021年7月

■ 法令

税務総局は、2021年7月1日付で、個人所得税に関するオフィシャルレター 2393/TCT-DNNCNを発行しました。

■ 概要

月次または四半期において、所得の支払いがない場合、月次・四半期の個人所得税申告は不要です。

■ その他

所得の支払いがない場合、個人所得税の確定申告も不要です。所得の支払いがある場合、個人所得税の有無にかかわらず、申告が必要です。

■ まとめ

		支払所得あり	支払所得なし
源泉個人所得税あり	月次または四半期申告	必要	-
	確定申告	必要	-
源泉個人所得税なし	月次または四半期申告	必要	不要
	確定申告	必要	不要

参考：法律 LAW 26/2012/QH13、政令 DECREE 126/2020/ND-CP

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。